

平成19年7月24日

農林水産省第2特別会議室

食料・農業・農村政策審議会食品産業部会（第1回）
速記録

農林水産省

目 次

1. 開 会	1
1. 出席者紹介	1
1. 配付資料確認	2
1. 部会長選任について	3
1. 部会長あいさつ	3
1. 部会長代理指名	3
1. 総合食料局長あいさつ	4
1. 食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針等の改定について	4
1. そ の 他	20
1. 閉 会	27

開 会

○川合食品産業企画課長 定刻となりましたので、食料・農業・農村政策審議会第1回食品産業部会を開催いたしたいと思ひます。

私、本日、司会の担当をさせていただきます食品産業企画課長の川合でございます。よろしくお願ひします。

これまで、食料・農業・農村政策審議会令に基づきまして、総合食料局に総合食料分科会を設置し、食料安定供給に関する事項及び食品産業分野に関する事項を審議していただいておりますが、参考1に配付してございますように、このたび食料・農業・農村政策審議会の構成について見直しを行い、去る7月12日に開催されました食料・農業・農村政策審議会におきまして、新たに食品産業の分野に関する事項の審議に特化した食品産業部会が設置されたところでございます。これにあわせまして、先日、御連絡いたしましたとおり、食品産業部会に所属していただく委員並びに臨時委員の方々の改選を行ったところでございます。

今回は、この食品産業部会が設置されてから初めての会合となりますので、部会長が選任されますまでの間、私の方で司会進行を担当させていただきたいと思ひます。

出席者紹介

○川合食品産業企画課長 まず御出席の委員の先生方を五十音順に御紹介させていただきますと思ひます。皆様、向かって右側から、

青山委員でございます。

荒蒔委員でございます。

石和委員でございます。

今村委員でございます。

上谷委員でございます。

浦野委員でございます。

岡本委員でございます。

斎藤委員でございます。

佐々木委員でございます。

柴田委員は御遅参されるということでございます。

続きまして、並木委員でございます。

深川委員でございます。

渡邊委員でございます。

なお、安部委員並びに神出委員が所用により本日は御欠席となっておりますが、15名の委員のうち13名の委員が御出席となっておりますので、審議会令第8条の規定によりまして、本部会は成立しております。

引き続きまして、事務局側の紹介をさせていただきます。

岡島総合食料局長でございます。

中尾総合食料局次長でございます。

瀬戸食品環境対策室長でございます。

島村食料企画課課長補佐でございます。

配付資料確認

○川合食品産業企画課長 続きまして、資料の確認をさせていただきたいと思っております。お手元に資料をお配りしてございます。一番上に座席表がございまして、その次に配付資料一覧とございます。これに従って、最初に議事次第がございまして、それから、本日の部会の委員の名簿がございまして、その次に、資料1といたしまして本日の諮問の概要、資料2-1といたしまして食品リサイクル小委員会の設置について、資料2-2といたしまして食品循環資源再生利用等の促進に関する法律の一部改正する法律について、資料3といたしまして食品産業における環境自主行動計画のフォローアップ、参考1として食料・農業・農村政策審議会の組織概要、参考2として食料・農業・農村政策審議会令、参考3として食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について、参考4として食料・農業・農村政策審議会議事規則ということで配付資料となっております。

万が一、不備な点がございましたら、事務局までお申しつけをいただきたいと思います。――よろしいでしょうか。

部会長選任について

○川合食品産業企画課長 次に、当部会の会長を選出していただく必要がございます。食料・農業・農村政策審議会令第6条第3項の規定によりまして、部会長の選出は食料・農業・農村政策審議会委員で本部会に所属していただいております5名の委員の互選によることとされております。つきましては、部会長の互選につきまして、何か御意見がございましたら、お願いいたしたいと思っております。

深川委員。

○深川委員 食品産業については大変幅広い御見識をお持ちであり、各種会議でも経験が御豊富でいらっしゃる荒蒔委員に部会長をお願いするということで提案申し上げたいと思っております。いかがでございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○川合食品産業企画課長 ありがとうございます。

ただいまの荒蒔委員を部会長にという御提案に対しまして、異議なしという御発言をいただいたかと思っております。皆さん御異論ないようでございますので、委員の皆様方の互選によりまして、荒蒔委員が部会長に選出されました。

それでは、恐縮でございます、荒蒔委員、部会長席にお移りいただきたいと思っております。

部会長あいさつ

○川合食品産業企画課長 ここで、荒蒔部会長からごあいさつをいただきたいと思っております。

なお、これからは荒蒔部会長に議事の進行をお願いいたしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○荒蒔部会長 ただいま部会長という御指名をいただきましたので、部会長を務めさせていただきます。

部会長代理指名

○荒蒔部会長 食料・農業・農村政策審議会令第6条第5項の規定によりまして、部会

長の職務を代理する委員については部会長があらかじめ指名することになっております。

私からは斎藤委員を指名しますので、斎藤委員、よろしくお願いいたします。

総合食料局長あいさつ

○荒蒔部会長 斎藤委員に代理ということでお願いしましたので、今回の会議の事務局を代表いたしまして、総合食料局長から一言ごあいさつをお願いしたいと思います。

○岡島総合食料局長 総合食料局長の岡島でございます。

第1回目の食料・農業・農村政策審議会食品産業部会の開催に、大変お忙しい中、委員の皆様方に御参集いただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

まさに第1回ということで、考えてみますと、こういった食品産業ということで皆さん方からきちんと御意見をいただいて御指導をいただこうかということ、私ども行政の立場からしても、わかりやすい部会構成になったのかなというふうに思っております。

食品産業の重さというか、我が国経済、社会、さまざまな面で極めて重きをなしておるわけですが、一方で、ことし上半期を見てもいろんな事件があつて、本当にメディアを賑わしてきたということもあるのかなと思っております。そうした中で、私ども行政の立場といたしましても、食品産業行政はこれからどうしていくのかということについて、皆様方から御指導、御鞭撻いただければと思っております。

荒蒔部会長初め委員の皆様方の率直な御意見、御指導をいただければということをお願い申し上げます、私のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○荒蒔部会長 どうもありがとうございました。

皆様、お忙しい中をお集まりいただいております。本日の議事はなるべくスムーズにやりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針等の改定について

○荒蒔部会長 本日の議事に入らせていただきます。

議事次第の5にございます「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針等の改定について」ということで、農林水産大臣から諮問されております。まず、本件に関して事務局から諮問文をお読みいただき、さらに、その諮問内容について御説明をいただくと

いうことをお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○瀬戸食品環境対策室長 それでは、御説明をさせていただきます。食品環境対策室の瀬戸でございます。よろしく願いいたします。座って御説明させていただきます。

まず資料1でございます。諮問文を読み上げさせていただきますと思います。

19総合第726号

平成19年7月24日

食料・農業・農村政策審議会

会長 林 良博 殿

農林水産大臣 赤城 徳彦

食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針等の改正について（諮問）

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第3条第3項及び第7条第3項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求める。

記

- 1 食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針の改定に関すること。
- 2 食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項の改定に関すること。

以上が諮問でございます。

この諮問内容のことについて、資料に基づいて御説明をさせていただきますと思います。資料2-1と資料2-2を使って御説明させていただきますと思います。

最初に、資料2-2をごらんいただきたいと思います。資料2-2の次のページに「参考」とございます。食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律、この法律がさきの国会で法律改正されておりますが、平成12年にできた法律でございます。その内容について簡単に御説明させていただきますと思います。

趣旨のところでございますが、「食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過

程において大量に発生した食品廃棄物」、食品の小売で発生しました売れ残りや外食で発生しました食べ残しにつきまして、また食品のメーカー段階で発生しました食品廃棄物につきまして、「発生抑制と減量化」、発生抑制というのは、ごみが出る量を減らすための工程の工夫等でございますが、それから減量化、水分を飛ばすとかということで減量化するわけでございますが、そういうことによって、最終的に処分される量を減少させるとともに、肥料や飼料等の原材料として廃棄物を活用いたしまして、再生利用いわゆるリサイクルをするため、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等を促進するということを趣旨としてつくった法律でございます。

資料2-2の2ページにあります参考のところでございます。

それで、中身でございますが、基本方針の策定等というところでございますが、平成18年度までに20%を再生利用等することを目的にしてございます。この内容につきまして、関係ございます部分を御説明しておきますと、(2)の③でございます。年間排出量の発生量が100トン以上の方に関しては、著しく不十分であった場合というときには勧告、公表、命令を行うことができるという格好の制度をつくってございます。

この法律につきまして、さきの国会で改正させていただきましたのが、その前のページに色刷りでポンチ絵がございますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

今回の法改正の背景でございますが、平成12年に法律ができました後、5年間を経過したものでございますので、法律の規定によりまして、施行状況等を勘案して見直したわけでございます。その法律の改正の背景でございますが、食品関連事業者の取り組みに格差があった、特に食品流通の川下の事業者、小売、外食の取り組みが進んでいないという状況が生まれたわけでございます。

全体としては52%のリサイクル率になっておりますが、その中で食品メーカーは81%、卸は61%となりまして、小売段階では31%、外食は21%という結果が出ておりまして、そういうことから、全体として20%は突破いたしましたが、川下の取り組みに進んでいないという状況が生まれたわけでございます。したがって、改正の方向といたしましては、食品関連事業者、特に川下（食品小売業、外食）の皆様に対して指導監督の強化と取り組みの円滑化の措置を講ずるということで法改正を行っております。

法改正の中身でございますが、左側の箱でございますが、食品関連事業者に対する指導監督の強化ということで、1点目は定期報告義務の創設でございます。今までなかった制度でございますが、100トン以上を排出する方々に対しまして毎年度、主務大臣に定期報

告を行っていただくという制度でございます。

2番目は食品関連事業者のあり方というところでございます。フランチャイズチェーンの方々、それぞれ企業の方々に対して義務をかけていったものですから、100トン以上の考え方としては、それぞれの企業の方という格好で考えてございましたが、フランチャイズチェーンの場合には、企業の経営の形態がフランチャイズの加盟店と主催者で異なるということがございますので、別々にカウントしていたわけですが、今回、フランチャイズチェーン事業を行う食品関連事業者の食品廃棄物発生量に、加盟者において生ずる発生量を含めて多量発生事業者であるかを判定するというところで、100トン以上のフランチャイズチェーンについては対象とするということにしたわけでございます。

それから、再生利用等に熱回収を追加するというところでございます。先ほど申し上げましたように、発生抑制とか減量化という取り組みがございしますが、それ以外に熱回収ということで、焼却をして、エネルギーとして回収するようなものが効率的に行われる場合に限りませんが、熱回収を追加させていただきました。

もう一点は、中央環境審議会の追加ということでございます。現在、こちらで御検討いただいておりますが、本審議会における意見を求めるということだけになっていたわけですが、新たに中央環境審議会を追加いたしまして、中央環境審議会からも意見を聞くという形にしております。

それから、右側の箱でございます。食品関連事業者の取り組みの円滑化ということでございます。これは再生利用事業計画の認定制度の見直しという格好でございまして、現行でございますと、A市で発生した食品の廃棄物に関しまして、A市の許可を持った業者の方が運ぶという格好になっています。今までの制度でございますと、A市、B市、C市、D市というところにそれぞれ店舗があった場合には、それぞれの地域の許可を持った方が運ぶ。ただし、E市に運ぶということで、市の域を越えた場合に、A市からE市に運ぶ場合には両方の許可が要ったわけですが、おろす方のE市の許可を取らないでもよいというリサイクル制度があったわけでございます。

これを直しまして、下にございます改正案のところでございますが、リサイクルループの完結と書いて赤いので困ってございます。食品の廃棄物を発生させた方の廃棄物を活用いたしまして、リサイクル業者が特定の肥飼料を使いまして、農業者のF市の方が生産物をつくったものを、もとに戻るということで、グルッと回るループができた場合に限るわけですが、A市、B市、C市、D市からそれぞれ一つの方が集めることが可能と

なると、E市にお届けすることができるようになったということで、廃棄物処理法の緩和を行っております。

以上が今回の法律改正の概要でございます。

この法律改正の概要を受けまして、今回、お願いしたい案件でございますが、先ほども諮問のところで申し上げましたが、2点ございまして、基本方針の改定に関することと、循環資源の判断の基準となることでございます。

資料2-1にお戻りいただきたいと思っております。資料2-1でございまして、食料・農業・農村政策審議会食品産業部会における食品リサイクル小委員会の設置についてということでございます。

先ほど読み上げましたように、ただいま審議会に対して諮問がなされたわけでございます。これの審議に当たりましては、食品リサイクル小委員会の設置をしていただきまして、そちらの方で調査、審議をお願いできないかというものでございます。

中身につきまして御説明いたします。審議事項といたしましては、法定事項として食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針、食品関連事業者の判断基準、その他といたしましては、今度の新たな法改正により措置されました熱回収、食品廃棄物の発生量等の定期報告、新たな再生利用事業計画の策定について、内容の詳細や基準を定める省令の策定に当たっての意見を求める、聴取するということでございます。

スケジュールといたしましては、本審議会の部会で設置が認められましたら、今月下旬、最後の方になりますが、小委員会開催を始めまして、二、三回の開催をいたして、その後、パブリックコメントを求めまして、最終的に、こちらの部会におきまして基本方針案及び省令案についての御審議をいただくということを予定しております。

4のその他でございますが、先ほど申しましたように、法改正で新たに中央環境審議会でも御審議いただくということになっておりますので、小委員会の設置を御了承いただきましたら、中央環境審議会の廃棄物リサイクル部会食品リサイクル専門委員会が中央環境審議会に設けられておりますので、そちらと同合で審議をお願いしたいということでございます。

御参考に、次のページにございますが、今回の法改正に当たりましては、審議の途中といたしまして、先ほど申しました本部会の前身でございます総合食料分科会に食品リサイクル小委員会設置の御了承、参考1でございますが、設置を御了承いただきました。8月29日でございますが、御了承いただきまして、その後、リサイクル小委員会で7回の検

討を行いまして、パブリックコメントを求めた後、中央環境審議会と合同で委員を設けまして、その後、4回にわたりまして、さらに検討いただきまして、パブリックコメントをいただきまして、法案を取りまとめていただきまして、国会審議へかけていただきまして、3月に閣議決定、それから国会での御審議をいただきまして、さきの6月13日に改正法が施行されたということでございます。

そういうことで、本部会に食品リサイクル小委員会の設置をお願いいたしまして、こちらに御審議をいただきたいということの御提案を御説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

○荒蒔部会長 ただいま御説明いただいたわけですが、この御説明に関しまして、御意見と御質問ありましたら、どうぞ。

今までのあれは、熱源になるというところはなかったということですか。

○瀬戸食品環境対策室長 そうです。普通のごみの焼却炉に入れてしまうというケースの場合がございますが、いわゆる処分でございますので、そういうのは再生利用という中には含まれていなかったという考えです。

○佐々木委員 フランチャイズありますね。例えば私どもですとサークルKサンクスというのがあるんですけれども、約6000店舗ありますから、トータルすると、もちろん100トン以上になるわけです。毎年、残渣を全部報告せよということですね。ということは、店舗ごとに何グラムか何キロか、毎日、計算をして報告せよということですね。

○瀬戸食品環境対策室長 細かい部分は、これから御検討いただく部分でございますけれども、基本的には、出た分をきちんと報告いただきたいということでございます。

○佐々木委員 どうなっているか、調べてみないとわかりませんが。

○荒蒔部会長 重量ははかれるんですか。

○佐々木委員 手間かければ、もちろんやれると思います。

○荒蒔部会長 ほかにいかがですか。

○斎藤委員 私、初めて聞いたので状況判断ができないかもしれませんが、食品関連事業者の取り組みの円滑化というのが改正案として出ていますが、先ほどの農畜産物の生産者が製品をつくったりしてループするという意味は、どこがキーになってループするところでしょうか。農畜産物等のところで、ハブか何かの絵がありますね、ここと廃棄物とのリンクができるということが前提なんですね。

○瀬戸食品環境対策室長 上の絵をごらんいただきますと、F市のところで、農業のどこ

ろに……。失礼しました。

E市で、リサイクル業者が特定の飼料をつくりまして、農業者にお渡しするということろまでで終わっていたわけです。農業者がおつくりになったものの、農業生産物について、引き取るとか、引き取らないとかということはなかったわけです。例えば食品の小売業者が廃棄物を発生いたしました。その食品廃棄物を活用して肥料をつくっていただきました。農業者がそれを引き受けて生産物をつくりまして、例えばトマトをつくりました。そのトマトをつくっていただくところまでできれば、一つの再生利用計画として認めますと言っていたわけでございます。

今度は、次のところの下の改定案でございますように、リサイクルループの完結というところの右側に「農畜水産物等」とございますが、農業者から食品小売業者が、先ほどのトマトを買いますよということろまでやります。グルグルッと食品小売業者から出たのがずうっと使って、最後には戻ってきますというループが完成した場合には、より手厚い廃棄物処理法の特例を認めましょうというものでございます。

○斎藤委員 それは必ずしも買わなくてもいいわけですね。多少何らかの行政的な支援があるというわけで、必ず買う義務はないわけですね。

○瀬戸食品環境対策室長 いや、今までは買う義務なかったんです。今後は買う義務があるということです。

○斎藤委員 発生するわけですか。そうすると、仮にトマトつくる場合でも、どの程度のごみを利用したかと、利用の程度によっては大分違いますね。あるいは、薄まってくる場合もありますし、その辺のあれはどういうふうな評価されるんですか。

○瀬戸食品環境対策室長 全体としての計画を出していただいて、そこを判断していくわけです。その辺の判断の細かい部分を、このリサイクル小委員会で御検討いただいて決めていただくという格好にしております。グルグルと回るところの部分の細かいことが出てきますので、そういう部分について御審議をいただいて御検討いただくということを予定しております。

○斎藤委員 わかりました。

○荒蒔部会長 ほかにいかがですか。

佐々木さん。

○佐々木委員 今の先生の質問の中ですけれども、私どもの会社もこれをやっております、市で出る残渣をある一定業者が全部集めてきて堆肥にし、それを農家に与えて、農家

がその堆肥を使って農作物をつくって、それを市の小売業者に売らせるというのは、この絵ですね。

私どもは、企業がこれをやっておるんですね。今まで大変苦勞していたのは、例えばA市にA店という店があつて、B市がB店というのがある。しかし、農家の方がある一定の堆肥がなければ、自分のところの持っている農作物をつくるに量が少ないと。そうすると、何店舗かの店からそういう残渣を集めてもらわなければいかん。そのときに、A市にはA業者、B市にはB業者ですから、B市の人がE市に持っていくときに、なかなか大変だったですね。よその市のものを、よその業者が、自分のところの市に持ってくると、これは困るということだったですね。

非常に残渣が集まりにくかったのを、いろいろお願いをして、農水の方がいろいろ指導していただいて、こういうことになって、私どもとしては非常に集まりやすくなったんですね。これは一企業がやっていますから。市が全体としてやることになれば、ある程度の量が集まりますけれども、これを一つの企業として見ていただくと、こういうことをやっていたという事で非常に集まりやすくなる。だから、農家もそれだけの堆肥が集まるから農作物に使える。そうすれば、ある一定の量ができるし、ある一定の量ができれば、私どもの店でも当てになるから販売ができる。

こういうことになりまして、私どもにとってみれば、今までやってきて、非常にありがたい、いい法改正だというふうには判断しています。

○荒蒔部会長 私、これを拝見して疑問点あるのは、最終的には、農産物になりますよね、堆肥をもらって。それが、ここで言うと、A、B、C、Dというのは割とその近くにある市かなど。しかし、農産物というのは、とれる場所によっては、はるかに遠くまでデリバリーされる。そういうとき、このループはどういう計算するんですか。Aでもない、Bでもない、Z市みたいなどころに行くわけですね。Z市のやつが今度は、E市には戻ってこないよね。

○岡島総合食料局長 法改正あるいは国会審議はずうっと私が担当させていただいていて、その際に、佐々木委員の会社を拝見させていただきました。ぜひそういうのは後押ししたいなという思いで、これは非常にいい取り組みをしていただいているということで、こういう改正案を考えてきたところでございます。

部会長からの御質問について、佐々木委員の量販店系ありますけれども、もう一方で、コンビニエンスで相当広範囲に店舗展開されているところがあります。そこでも、こうい

う取り組みが出てきていて、御質問のように、A、B、C、Dとありますけれども、それはフランチャイズチェーンのどこかのお店で供給していただくと、そういう発想で考えております。

ですから、現在の物流からいきますと、例えばあるコンビニエンスチェーンは九州全域でこういう取り組みをやろうとしておりますから、そうした場合には九州全域のお店から集めて、どこかのお店に出していただくということも考えられるかなと思います。

その詳細な基準は、この小委員会をよく御議論いただければと思います。

○荒蒨部会長 ほかにどなたか……。

○青山委員 生産者、使う農業者のことから考えたことなのですが、既にこういった法律ではなくて、もう取引をされている量販店やスーパーから出てきた残渣を飼料にして使って、そのスーパーにおさめるというやり方をやっていらっしゃるところが結構ありますが、基本的に、もしかすると、ここまで法律ができてしまうと、そういったリサイクルに入ることが条件のような形になって、生産者にとってはやりづらい部分があるのかなと。そういった肥料を使わないと取引をしないぞというようなことになりはしないかという懸念が一つあること。

もう一つは、食品残渣が必ず畑のよい堆肥になるかどうかというあたりも懸念されるところかなと思うんです。そのあたりはどのようなお考えでいらっしゃるのでしょうか。

○岡島総合食料局長 正直申し上げて、全国を見ていて、そこまでの取り組みになっていないというのが現実だと思います。あえて申し上げれば、佐々木委員のお店でも、全体の青果物の棚の中で、現実はこのループでできた棚はどれぐらいかという、我々から見ると、もっと広げていただきたいと思うわけです。

ですから、最初の御懸念については、まさにそういうところまで来たら、本当に循環型社会になったんじゃないかということですね。そこら辺まで行くぐらいの心意気で我々としてはやりたいなというふうに思っております。

○斎藤委員 この種の取り組みは、この数年間、相当いろんなところで進展してしまして、私もいろんな機会に調査等をさせていただいていますが、一つ懸念されますのは、特にコンビニから来るごみですね。要するに塩と油、これを、これまでもいろんなところがやってきて失敗を繰り返しております。

ホテルにつきましても、うまく分別したところについてはいいんですが、この仕組みそれ自体に発酵のシステムとか、それが問題ございまして、特に使う側から見ると、厳密に

汚染されていないという証明が必要でございます。

もう一つは、肥料成分上、どの程度の密度かによりますけれども、相当程度……、ごみだけというわけにいきませんので、肥料設計上の問題が当然あります。この二つが最小限クリアできないと、使う側というのは大変困ります。

もう一つは、このリサイクルループを本当にやるんでしたら、このための製品開発というものがないと、ただ単に引き取りますよという議論では積極性に欠ける。製品開発的なベースで、つまりリサイクルを含めた製品開発をするんだという意欲があってほしいなどということでもあります。

○岡島総合食料局長 まさに御指摘の点、昨年からのリサイクル小委でもありましたし、国会審議の中でも、全体として川下のリサイクルが進んでいないというのは、分別が難しいだろうということでしょうし、農家側から見た場合の肥料、飼料の成分の問題ということも極めて重要な御指摘だと思っています。

もう一つは、できた製品をどういうふうにして、今のはやりの言葉で言えば、差別化していく、ブランド化していくかということ、例えば横浜港区でしたか、横浜なんかではそういった取り組みも出てきているということですから、そこは、こういった制度的枠組みができた中で、民間の方々にうまく使っていただきたいと思っています。

○荒蒔部会長 ほかに御質問あるいは御意見……。

上谷さん。

○上谷委員 熱回収という言葉を変えて知ったわけなんです、その中で肥料、飼料の問題が出ておりましたけれども、それ以外にエネルギーの分野というのも考えられるのではないかなと思うんですね。その方向づけとしてはどうお考えなのか、ちょっとお尋ねしたいということが一つ。

我々消費者としての代表から考えますと、良質な飼料、肥料を提供するためには、一番は適切なる分別ということも大事になってまいりますし、その一つ手前とするならば、ごみを出さないというところの努力をしていかないといけない。

特に個人的なところの各家庭へのPRはやっていると思うんですが、ネックだと思うんですけども、食品衛生法等の保存の問題というところの時間切れの産物、先ほどからおっしゃっているように、コンビニから出るごみだと思いますが、そういうふうなものの対策というの、一般住民からしても考えていかないといけないのかなと思っています。

エネルギーということもちょっと関係あるかなと思ひまして、ちょっとお尋ねしたいな

と思うこととあわせて質問させていただきました。

○岡島総合食料局長 先ほど室長が申し上げたように、熱回収というのは、一つ間違うと単に燃やすだけということになるということもあって、法制定当時は再生利用等の中に入ってこなかったわけでございます。

一方で、現実にはいろんな取り組みがなされている中で、先ほど斎藤委員からありましたように、なかなか分別し切れずに、本当にえさなり肥料なりできるかという、なかなか難しい、そういった廃棄物があることも現実でございます。そういったことで、熱回収という道も開いていこうと。

ただし、一方で、今の世界の穀物需給なり、さまざまなことを考えますと、優先順位としては、まずえさに使っていただきたい、それから肥料に使っていただきたい。そういった優先順位はきちんと我々としてもメッセージとして出していきたい。そういうことで各方面と議論させていただいたという経緯がございます。

○荒蒔部会長 ほかにいかがですか。

紙に書けば結構きれいなループなんだけど、実際はなかなか大変だなという感じ……。今の分別みたいなのは、最終的にはユーザー、末端の消費者のグッドウィルみたいなものにかけるを得ない。そうすると、熱にすればという点でやると今度は、熱にしたときの排気というのが、使える熱はいいんだけど、また問題になる。そう言っていては何も進まないの、こういうことで熱回収も一つの目標に入れようというのはいい話だと思うんです。

佐々木さんのところでモデルケースみたいな形でおやりになっているんですが、実際にそれが成果を出して動いているという成功例というか、エグザンプルをもっと全国で幾つかつくり出すというのか、立証して、それをみんなに見てもらって、なるほどと思っていたかというのが一番大事な気がするんですけど、その辺は、もう一押しすれば、そういうループが回ってきそうな気配があるというふうにお考えになっているんですか。

○岡島総合食料局長 この話というのは、私も佐々木委員のお店を見に行きまして、ぜひこういうのを進めたいなと思ったわけです。

どなたと議論していても、必ず総論は賛成していただけるものだと思います。具体的に個別のいろんな方々とお話を伺っていると、細部にわたって、幾つかの問題があることは事実だと思います。今回、我々行政側から見ると、制度的に一つ規制緩和するということとか、そういう後押しはできたのかなと思います。あとはどれだけ使っていただける

かということで、まさにこれから関係者の方々とよく御相談、御説明してまいりたいなと思っております。

それと、繰り返しになりますけれども、穀物の価格がすごく上がってきているということで、逆に言うと、こういった食品循環資源由来のえさが経済的にある程度比較優位に立てるかなという状況になってきた。これは追い風だと思っておりますから、そういうことも含めて関係者の方々とよく議論していきたいと考えております。

○佐々木委員 斎藤先生が質問されたように、当初は塩の問題だとか、そういういろんなものを入れますからね、そうすると、お百姓さんがつくってみたと、商品ができないじゃないかと、こういう積み重ね……。よっぽど分別収集をして、使えるものと使えないものをきちんとしなければならない。結構手間がかかるんですね。

それから、リサイクルをしていただく業者も投資がかかるんですね。当然、それをつくっていただくお百姓さんにも納得してもらわなければならない。できたものは、必ずユニークが引き取りますよと、こういうようなことの、何回も何回もいろいろやりながら、やっとな……。私ども、まだ三河の店でやっているだけですから、全店だと100幾つかありますかね、これからなんですね。

その中で、法律のいろんな規制で、これは何とか直らんですかということをお相談申し上げたら、こういうふうなことにしていただいたと、これだけでも非常にやりやすくなったなということは思っています。

いずれにしても、これがうまく回っていくのに当然時間がかかるし、いろんなことをせんらん。しかし、世の中のこれからを見ると、リサイクルということについて、残渣の問題についてはやっつけていかなければならないということを決めていますから、少々時間がかかっても、これは少しずつやるべきではないか。ある意味では、行政の方が後押しをしていただくということではないかと思えます。

○荒蒔部会長 私が余り聞いちゃいけないんですけども、今のお話の中で、リサイクル業者さんとかそういうのは、プライベートベースというか、そういうのはそろばんに合うか合わないかというあれで動くと思うんですけども、非常に広く考えたときに、地方行政、市町村というところが、廃棄物処理に関して、このループを回すためのインセンティブというのか、予算措置とか、そういうのはある程度考えられているんですか。

○岡島総合食料局長 そこもまさに中央環境審議会との共同の会議の中でも常に議論になったところでもあります。というのは、御案内のとおり、廃棄物行政というのは市町村行政

でして、そことの一体的な取り組みがないと進んでいかない。これは明らかでございます。そういう中で、市町村でもそれぞれいろんなお考えがあるところ、正直言って、ありますから、そういう中で市町村もうまく巻き込んで、私どもとしてもやっていきたいと思っています。

○荒蒔部会長 ほかに何か御意見……。

斎藤先生。

○斎藤委員 私、幾つか見ているところで申し上げますと、産廃業者というのはどの程度、これまでの性格を変えて、この種のものに企業ビジネスとして、精神とビジネスを持っているかということについては、かなり不安があります。

それと、リサイクル業者を産廃業者が兼務している場合もございます。さらに、肥料設計やっている場合もあります。この辺のビジネスモデル的なものをもっと描けないと、すぐ普及するような政策ではないんじゃないか。補助金的な政策がシステムをつくる方にこれまでなかなか行かなかった部分があって、そういう意味では産廃業者がお金を取っちゃうみたいな話がありますので、この辺の流れですね。

あと、廃棄物を使いながら、それを肥料化して、何らかの商品価値を上げるような提案もやってきていますね。取引先を固定化するためにも必要でした。

ですから、これは行くと思うんですが、産廃業者とカリサイクルから肥料設計のところ、どういうふうにインテグレーション的なシステムをビジネス的モデルに近づける形で行けるか。この辺がないと、生きないかなという感じがするんです。

○岡島総合食料局長 今、御指摘の点は、本当に一つの重要なポイントだと思っています。私どもとしても、具体的に行政が何かシステムを提案するという事ではないだろうけれども、平たい言葉で言うと、いろんな方々とのお見合いというか、そういったことをどんどんやっていく必要があるだろうと考えているところです。

○荒蒔部会長 小委員会でのいろいろ御検討いただくにしても、斎藤先生、御提案というか、おっしゃったようなことは、さっきのケースじゃないですけど、モデルケース的なやつを全国に幾つか、「しろ」と言うと言い過ぎですけど、一緒に加わって回していかないと、理屈はわかるけれども、だれがやるんだという話に絶対になっちゃうので、日本のどこでやるかという問題はありますけれども、一番やりやすいところからやってもいいと思うんです。

そういうのを回して行って、実際に見せていくということが大事なので、法律というの

は、そういうことのサイクルを回すための引き金とサポートになれば意味があるので、何年かやってみただけ、法律だけじゃ動かないなという話になったときには、さらに次の二の手を打っていかなければいけないんじゃないかなというふうに思いますね。

企業にいて思うんですけども、廃棄物処理とか何とかというのは、建前論は、さっきもおっしゃったように、すぐ出てくるんだけど、そろばんに合うのかとか、逃げ道はないのかって必ず考えるんですね。

そういうことで、今おっしゃったように、食料は世界需給が逼迫していますよとか、コスト高になっていますよと言いつつも、日常の生活の中でそういうものを実感としてなかなか出てこない。それを回すための法律が、そういうものの最初の引き金というよりも、むしろ推進力になるようなやり方というのは大事なんじゃないか。

だから、全国敷衍してやるというのは理想であって、それは簡単に動かない。ケース、エグザンプルを推進していくというのが大事じゃないかな。

私、まとめちゃいけないんだけど、あと御意見、御質問、どうぞ。

岡本先生。

○岡本委員 私は以前、肥料じゃなくて、エコフィード、飼料にする方の工場を見学させていただいたことがあります。私、学校で教えたりするものですから、そういうところでお話しさせていただく機会がありましたので、そのときの感想をお話しさせていただきます。

エコフィードの現場は、規模が大きいところが多くて、なぜ知ったかとか、なぜ取りかかれたか、たまたま養豚について詳しい人が社員にいたからとか、そういうきっかけがないと入れないようなことをお聞きしました。なおかつ、システムが大変だ、行政区間をまたげないとか、販売するのしないのとか、引き取る時のお金がどうのとかという話をされていて、そういうことがなくなれば、うまくループになればいいんだろうなというのもとても感じました。

それ以外に心配していたのが、消費者の側が、例えば昔で言う残飯、今で言う食品残渣のものを食べた家畜がお肉になったときに、買ってもらえるかというものがとても心配で、リサイクル業者も心配していらっしやう。

私は、そのとき、ちょうど授業がありましたので、高校2年生、女の子ばかりのクラスでしたが、そういう話をしたんですね。食料の順番があつて、例えば人間が食べてごみを出さない、発生抑制が第1だけど、その次に飼料にする方法、肥料にする方法、熱回収、

サーマルリサイクルにする方法があります。その中で、飼料にする、エコフィードにしましたというのをスライドを見せながらお話しさせてもらって、こういうことに対して、「お肉の質は変わらないと言われていますが、皆さん、それを買いますか」という質問をさせていただいたんですね。そうしたら、ほとんどの子が「買います」と言われるんです。

ですから、例えば私の話がなくて、最初に聞いたときには嫌だというお子さんが多かったんですね。でも、話をした後だと、買いますという意見が変わっているのを見た以上、その情報をしっかり伝達するというんですか、イメージだけじゃなくて、こうなんだよ、過程を言った後でお話しさせていただければ、判断基準が変わるんだなというのをわかりましたし、伝えなければ意味がないなというのをもっともよくわかりましたので、その辺のことも考えていただけたら、スムーズにサイクルが回るようになるんじゃないかなと思いましたので、一言意見を言わせていただきました。

○荒蒔部会長 ありがとうございます。

深川先生。

○深川委員 似たような話なんですけれども、循環していくのは大変結構だと思うんですが、マーケットがうまくそれを認識して自動的に回るようにするためには、最後のループのところ、もちろん左側のループも回らなければいけないと思うんですけれども、農業の方たちにも、そもそも売れない農産物をつくって捨てるんだと、そもそもこれのループ以前の問題なので、売れる農産物をつくっていただかなければいけないと思います。

すると、今のお話のように、循環したものを使ってつくった農産物なり畜産物が売れなきゃいけないわけですね。このループのところの最後、せつかくつなぐわけですから、このところをいかに、またほかに政策支援していくようなお考えとか、そういうのは何かあるんでしょうか。例えば成功例をフレームアップするのは結構だと思うんですけど、循環するということの市場価値をみんなが認めていくような最後のところをつなぐのは非常に大事ではないかと思います。

○岡島総合食料局長 岡本委員、深川委員からの御指摘、まさにそのとおりだと思いますし、最終的に消費者の方々が好感度を持って買っていただけるということが極めて重要だし、そのためにきちんと情報を流していくと、出していくということも重要だと思います。

今のところ、私どもが天敵かもしれませんが、取り組まれている事例を見てみますと、極めてうまく回っていると思っています。

ほかのものに比べても、マーケティングもうまく成功しているんじゃないか。また、そ

れが極めてレアなモデルケースだからかもしれないんですけども、部会長おっしゃられるように、これから、どういうふうにモデルケースを私どもも一緒になって取り組んでいけるか、そこで、また世の中が少し反応してくれるのかなというふうには考えております。

○荒蒔部会長 上谷さん。

○上谷委員 リサイクルループの完結という形で改定案が出ているんですけど、これは本当にきれいに整理されていると思うんですが、リサイクル業者についての補助とか、もしくはリサイクル業者というのは100%民間なのかとか、その辺は地域、各市町村ベースでやる効率よりは、これの方がとっても効率よくなっていると思うんですけども、その辺のお考えは、第三セクターみたいな形で、まだ全く立ち上がっていないところは考えていくのか、それとも、全部民間にゆだねるのか、その辺はどうなっているのでしょうか。

済みません。決っているんだったら、私の知らない分野なので、お教えくださいませ。

○瀬戸食品環境対策室長 基本的に、再生利用事業者としては、リサイクル業者として、ここでEというふうに書いてございますが、民間の方々を想定しております。

今現在、再生利用事業者として民間の方々、認定をしているケースとして100件を超える認定をさせていただいております。ループとしては、全体としては、今のところ1件でございますけれども、事業者としての認定は100件余りをしております。

○上谷委員 徐々に指導していかれるという体制ですか。

○荒蒔部会長 ほかにいかがですか。

今までの問題点というのは当然あったわけで、それをさらに前に進めようという改正になっているので、当然、これはいい方向だと思うんですけども、あとはすべて、なるべく早く実行して、一人でも多くの人を知り、評価し、いいことだというふうに賛同していただけることが大事なので、その辺、ぜひ……。私どもお願いするというのは変なんですけど、そういうふうには持っていけないといけないのかなと思います。

もし、ほかに御意見がございませんようでしたら、本件についてはこのぐらいにさせていただきまして、これについては、先ほどからたびたび申し上げますように、もう少し突っ込んだ現場に立った知見も必要だというふうに考えますので、御提案しておりますように、小委員会を設けて、さらに専門的……。あと1カ月ちょっとで2回やるというので大変でしょうけど、扱っていただくと、お願いするということがよろしいでしょうか。皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。

皆さん、うなずいていらっしゃいますので、私どもが頼んで何もやらないというわけで

はないんですけれども、小委員会のアウトプットを期待し、それをさらに生かしていくように努力したいと思っております。

小委員会の専門委員については、議事規則の第9条がございまして、私、部会長が指名するということになっておりますので、私に御一任いただきたく存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○荒蒔部会長 ありがとうございます。

皆さんから御賛同いただきましたので、そのように取り進めさせていただきたいと思えます。

そ の 他

○荒蒔部会長 続きまして、議事次第の6でございます。その他という項目になっております。ことしの3月に食品産業界における環境自主行動計画の平成18年度フォローアップ結果が公表されておりますので、事務局から御報告をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○瀬戸食品環境対策室長 資料3に基づきまして御説明をさせていただきたいと思えます。平成18年度食品産業における環境自主行動計画のフォローアップ結果でございます。

環境自主行動計画につきましては、地球温暖化の防止ということと、廃棄物の削減等に取り組むということで、各産業の業界団体が自主的に作成する行動計画になっております。平成22年度を目標として、CO₂の抑制とか、廃棄物削減の数値目標、それらを達成するために省エネ設備の導入、運転管理の高度化等の具体的な対策を定めるというものでございます。

御案内のとおり、2番でございますが、京都議定書の目標達成計画における環境自主行動計画の位置づけでございますが、京都議定書は国際的な約束でございまして、1990年度に比べまして、温室ガスの排出量を6%削減しようというものでございます。

平成17年4月に閣議決定されました京都議定書の目標達成計画では、運輸部門とか、民生部門というふうな部門が幾つかに分けて検討してございますが、その中の産業・エネルギー部門における中心的な役割を果たすものということで位置づけられておまして、この結果につきましては、関係審議会における定期的なフォローアップを求めているとい

う格好でございます。

3番でございます。農林水産省におけるフォローアップの実施ということでございます。農林水産省関係の食品産業関係、製造業、流通業、外食産業の団体が策定されました計画につきましては、環境自主行動計画のフォローアップチームを設置しまして、そちらの方で御検討いただいております。フォローアップチームのメンバーにつきましては、東京農業大学の牛久保先生に座長をしていただきまして、これらの方々のメンバーでございますが、昨年から本年の初めにかけて4回の委員会を設けてフォローアップを実施していただいております。

対象団体でございますが、次のページでございます。平成18年度には日本パン工業会が新たに策定なりまして、15団体が食品産業団体としてのフォローアップを実施してございます。団体名としては、精糖工業会、日本乳業協会以下ございまして、日本パン工業会まで15団体が現在、対象としております。後ほど、また出てまいります。19年度につきましては一つの団体の追加、20年度にも追加を予定してございます。

結果の概要でございます。概況でございますが、フォローアップチーム15団体のうち、CO₂の削減を目標としているもの、それから、CO₂全体の数量ではないんですが、原単位と言っておりますが、表-3にございますが、CO₂の排出量を削減目標にしているもの、それから1生産単位当たりのCO₂の排出を削減しようという原単位を目標としているもの、それからエネルギー消費原単位を目標としているものというふうに、団体として幾つか分かれたやり方をとっております。

目標を既に達成している団体ございまして、数量目標を設定している14団体のうち2団体につきましては、一番右でございますが、22年度目標を達成している団体でございます。前年度比で実績を改善した団体は全部で7団体ということでございます。9団体については、比較的良好な状況でございますが、なお数値目標は厳しい状況にあるというのが幾つかございます。

次のところの以下に出てございますのは、団体ごとの状況でございます。精糖工業会以下、それぞれの目標を達成した団体、それから中身というのが簡単に概略書いてございます。ちなみに、精糖工業会につきましては、目標として、平成2年度を基準年といたしまして、20%の削減を予定しております。

3ページでございますが、目標のところでございます。平成2年を1といたしまして、22年では0.8にしようと、2割削減しようということでございますが、17年度で既に

0.72 ということで、目標数字を下回る削減を達成してございます。

これは排出量全体を目標としておりまして、売上が厳しい状況にあるということで、生産量が減少したということもありまして、目標を達成できたということもございます。目標量の達成については、いろいろな要因がございまして、売上が伸びている中で原単位を一生懸命減少させてくださっているところもございまして、さまざまな業界団体がございまして、後ろの方にもありますが、各団体ともいろいろ御尽力をいただきたいということでございます。

まとめのところでございますが、もう一点ございまして、今度は排出の関係でございます。廃棄物対策の評価でございまして、6ページでございます。廃棄物対策に係る評価結果でございます。

こちらにつきましては、12 団体が目標をつくってやってございまして、このうち既に5 団体が目標を達成しているほか、他の団体についてもおおむね廃棄物につきましては減少についての……。先ほど食品リサイクル法での廃棄物対策というのもございまして、こちらの方の廃棄物対策につきましても非常に順調に推移してきているというのが状況でございます。

ちなみに、一番上にございます精糖工業会でございますと、最終処分量は平成2 年度に比べて85%に削減しようということでございまして、17 年度で86.2%まで達成できていて、もう少しという状況になっております。

その二つ下に全国清涼飲料工業会というのがございます。そこは最終処分量で平成2 年度比67%以上の削減をしようというのを予定してございまして、83.2%の削減を達成できたということでございます。

それから、7ページに公表状況が出ています。各団体に公表を求めておりますが、10 団体につきましては公表していただいております、うち8 団体はホームページにも掲載しているということでございます。なお、残りの団体につきましても、ぜひ公表をお願いしたいということで、要請をさらに続けてまいりたいと考えてございます。

7 番につきましては今後の対策ということでございまして、7ページの下の方に団体別の課題という格好に出てございまして、このところに出ていた話はデータでございまして、きちんとしたデータが得られにくいということがございまして、各団体にそれぞれの課題というのがございまして、冷凍食品協会でございますと、3年に1度、調査をして実施して集計しているんですが、毎年度の報告を必要であるとか、アンケート調査の企業を

さらにふやして、参加企業の固定化を図るとか、さまざまな数字を求めるのにも各団体全社に求めにくいものですから、さまざまな工夫をしていただいておりますが、そういう中での課題も整理されております。

次のページでございますが、8ページの④でございます。未策定業界に対する計画策定等の促進ということでございます。18年度には新たに日本パン工業会が参加を予定しております。現在のところ、4行目の真ん中辺にございますが、食品産業全体の排出量の4割程度にとどまっております、さらに多くの食品団体の参加を求めまして、より精度の高いものに努めていきたいと考えております。

廃棄物対策についても同様に、今後とも未策定の団体についてもやっていきたいと考えております。

以上が環境自主行動計画の概略でございます。地球温暖化につきましては、御案内のとおり、非常に厳しい状況にあるということで、今までは原単位での削減努力でもかなりの成果を上げるということがあったわけでございますが、いよいよ達成が難しくなってきているものですので、総量としての削減をより一層求めるという動きがございまして、今後、各食品産業界の皆様のお協力も得て、より一層のCO₂排出に御尽力をいただきたいと考えております。

以上でございます。

○荒蒔部会長 ありがとうございます。

18年度の環境自主行動計画のフォローアップということで、結果の御報告をいただいているんですけれども、この中で御質問、御意見等ありましたら、どうぞ。

私から最初に……。これは食品産業ということで、ピンポイントとしてお話をされているんですけれども、日本全体のCO₂削減とか、そういうことについて、各省庁それぞれ下に業界があるわけなんですけれども、食品というのはどういうぐあいですか、全体で言うと。

○瀬戸食品環境対策室長 全体の総排出量が13億6000万トンという格好になっておりまして、そのうちの食品のウェイトは1526万トンということで、3.3%でございます。例えば化学工業であるとか、鉄鋼であるとか、そういうところがエネルギー多消費型でございますので、そちらの部分のウェイトの方が上がっているという格好でございます。

ちなみに、自主行動計画をつくっている団体は全体で92団体でございます。92団体のうち食品産業の団体が15団体ということで、さっきの比率から言うと3%でございますが、つくっている団体の数から申し上げますと16%ということで、数としては多いんですが、

エネルギーとしては、食品の場合は比較的省エネルギー型なんですね、他産業に比べますと。そういう格好でございます。

○荒蒔部会長 今、お伺いしますと、日本全体ということから言えば、食品産業の占める割合は3.3%と非常に少ないわけですが、食品がここまでやっているんだということとは非常に重要だと思いますね。

そういう意味では、「どうせ我々がやったって、大きいところがやらなければ同じだ」という意識を持たないように頑張らなければいけないなという気がします。

いかがですか、御質問、御意見。

○斎藤委員 最後の方に炭酸ガスを中心にしたもの、あるいはエネルギーも入れているようでございますけれども、ライフサイクルアセスメントとの関係がよく見えませんね。もう一つは、社会的責任的なものとの関係も見えない。今回だけ、これをやっているということなんですか。

全体の見取図の中には、その辺がちゃんと位置づけがあつて、とりあえずは炭酸ガスを中心にしたものでいくということなんでしょうか。LACとの関係、食品関係は最近、随分進んでいると聞いていますけれども、農水省サイドでは、体系的にまとめたのはやっていらっしやらない……。

○瀬戸食品環境対策室長 そこをまとめたのが、まだできていないという格好だと思いますけれども、LCAについてもいろんな形で考えていかななくてはいけないということがございます。

例えばグルグル回っている話を申し上げましたけれども、食品業界だけがよくて、運輸業界に負担をかけているということではいけないと思いますし、さまざまな課題をトータルとしてとらえていかなければならないという問題はあると考えております。

ただ、食品業界そのものがみずから省エネルギー化をし、軽量化をし、CO₂の排出を抑制していくということには、先ほど3.3%と申し上げましたけれども、この世界でも一生懸命頑張っていかなければいけないという、御評価いただきましたけれども、頑張っていかなければいけないというのは相変わらずだと思いますので、それに向けては、なお一層頑張っていきたいと考えております。

○荒蒔部会長 ほかにいかがですか。

責任感というのと、貢献度みたいなのと、矛盾を感じないわけではないんですけども、やらなければ、みんながやらないわけで、進まないというのはよくわかるんですけど、イン

センチブを持たせ続けるというか、持ち続けるのはなかなか大変な感じもしないでもないですね。

ほかにいかがですか。

19年度計画というのは、何かあるんでしたっけ。

○瀬戸食品環境対策室長 新たに追加するところはございます。20年度も追加を予定しておりまして、今、一生懸命数をふやそうということは努力しております。

○荒蒔部会長 いわゆる22年度までの目標に向かって、今どこに自分たちがいるかということは常にリマインドしながら、達成が遠いところには少し加速度をつけるための何かをするということですよ。

渡邊さん。

○渡邊委員 これは食品産業団体として15という数になっていますけれども、実際は業種が極めて多様なので、団体というふうな形の横断的な業種の数というのは相当数あって、全体としては食品の比率が高いというお話でしたけれども、そういう意味では、食品の中でも業種的には全く数値目標を掲げずにというところもあって、我々も業界団体とのやり取りなんかがあるので、そういう意味では積極的な声かけをしたいなとも思うんですが、その辺は農水省的にはどのぐらいの団体数だというふうに把握をされているわけですか。

○瀬戸食品環境対策室長 正直申しまして、物すごい数ございます。この間、さらに協力要請をお願いした団体の数だけでも250余りございます。それだけの数の方がいらっしゃるわけですが、食品の中でも、こちらの中に出ているのは、比較的エネルギー消費の多い方々がかなり入っております。

したがって、15団体で40を足しているということでございますので、今後、追加が見込まれている数業種で、あと二つ、三つ足すだけで5割を超えるようなレベルには行くのではないかとこのように予定しております。ほとんど出していないところもございまして、そういうことでやらせていただきたいと思いますと考えております。

今後ともよろしく願いいたします。

○荒蒔部会長 ほかにございますか。

農産物というか、普通、植物を育てて農産物になるわけで、この間の炭酸ガスの吸収というのは計算には入っていない……。

○瀬戸食品環境対策室長 ここは純粹に事業を営む中だけという格好で数字をつくらせていただきました。

○荒蒔部会長 ほかにいかがですか。

もしございませんようでしたら、この辺で、この件は閉めさせていただきまして、これからの計画というか、食品産業部会の運営についてのお考えについて、事務局から御説明いただければと思います。

○川合食品産業企画課長 今後の食品産業部会のスケジュールでございます。

食品リサイクル小委員会におきまして、食品リサイクル法に基づく基本方針の見直しについて取りまとめが行われました後で、その内容、パブリックコメントの結果を含めまして本部会にお諮りをするということにさせていただきたいと考えておる次第でございます。時期的には秋以降を予定しておりますが、具体的な日時につきましては、また追ってお知らせをいたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、今後とも食品産業分野の各施策の進捗状況等に依りまして御意見をお聞きする機会を設けてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○荒蒔部会長 ありがとうございます。

私ども、こういう委員というのを仰せつかっても、集まるときの前後は物を考えたりするんですけど、その間は、そういうことをやっていたのかなって、どうしても思ったりするので、簡単でもいいですから、トピックスみたいのがあったら流していただいて、私ども委員が「そうだったな」というのを常に関心を新しくするというのかね、リアクティブするということが必要なのかな。

今度、小委員会のアウトプットを拝見するとか、パブリックコメントの間の行方を見守るとか、いろいろあると思いますけれども、それ以外にも、今回の産業部会に関するいろんな動きとか、あるいは行政としての基本的な方向設定みたいなので何かお伝えいただいた方がいいと思うものがあつたら、紙ベースでも何でも結構です。一方通行で結構ですので、委員の皆さんのところに届けていただければ……。ぜひお願いしたいなと思います。

ほかに、全般に関して何か御意見、御質問ございますか。

○並木委員 先ほど申し上げればよかったんですけども、食品の改正のリサイクルの問題で、先ほど佐々木委員からもお話がありましたけれども、私ども実際に各企業が残渣を仕分けしてやっていて、各企業がかなり苦勞をしておりますので、小委員会でこれから細かい御議論がされると思いますけれども、現場サイドに立った委員を集められると思いますが、そこはぜひとも苦勞をわかっていただきたいなということがあります。

それから、先ほど局長がおっしゃったように、総論は皆さん賛成だと思いますが、売れないものはなかなか扱えないというのがありますので、その辺も十分御議論いただきたいということだけお願いしたいと思います。

○荒蒔部会長 大変いい御意見をいただきまして、ありがとうございます。

うまくいっているケースを見るというのは、こうやればできるんだなといういいヒントにはなるんですけど、うまくいっていないところは、なぜうまくいっていないんだというのを見るのも大事な話で、ビコーズが山のようにあると思うので、そのビコーズというのはだれでも言えば、すぐ終わってしまうんじゃないので、それを幾つ乗り越えられるかによって、今のようにうまくいったケースが出てくるという話なんです。

お時間もないのでなかなか大変だと思いますけれども、議論される中で、そういうことを身近で見られるところがあれば、いい例、悪い例というのは見せたくないでなかなか見られないのかもしれないけれども、そういうことを両方、接するということが必要んじゃないか。

会社の中でいつもいろんな問題をやっているとき、必ずそうなんです。うまくいった話というのは、御苦労がすごく裏に潜んでいるというのはよくわかるんですけど、逆に言えば、苦労してうまくいったものは消えてしまうみたいなのところがあって、しかし、世の中の大部分、90%はうまくいかない。

なぜかという、「そんなもの、とても一人じゃできません」とか、「会社にそんな余裕はありません」と必ず言うので、それはなぜだということをよく考えないと、話は聞いたけど、なかなか無理だよねということで結論になってしまうような気がするので、なるべくそうならないようにしていきたいなど、個人的にもそう思います。

きょうは予定した時間よりも少し早く終わりましたが、皆様の貴重な御意見をたくさんいただきました。これから小委員会の動き、それからパブリックコメントの収集等につきまして、御関心ある方は問い合わせもいただきまして、次の機会に、次の産業部会、今のケースですと9月ごろですか、9月ごろに開催予定だそうですから、よろしくお願ひしたいと思います。よろしいですか。

閉 会

○荒蒔部会長 きょうはどうもありがとうございました。